平成２１年（フ）第９５７４号
大阪府高槻市沢良木町12番３号
債務者　久保　　亨
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松陽一郎
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５１１号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―302号
債務者　**葛**西　育代
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　道祥
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１１０８号
広島市安佐北区亀山３丁目７番51―202号
債務者　辰本　慶子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６１１号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目25番地４　ラヴェンデルアインツ103、旧住所埼玉県春日部市中央８丁目８番地29
債務者　山崎　　圭
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
埼玉県春日部市梅田３丁目９番地辰栄商事内、前住所神奈川県厚木市温水西１丁目１番51号サンモールＳＹⅡ―202
債務者　齋藤　義久
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
埼玉県春日部市備後東７丁目32番19号、前住所埼玉県春日部市大畑９番地　日神パレステージ武里510号
債務者　飯田　里美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
埼玉県越谷市花田２丁目14番地18
債務者　中村　珠紀
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
埼玉県三郷市早稲田１丁目14番地11小沢コーポ２―Ｂ、前住所埼玉県三郷市新和３丁目138番地２
債務者　すずしんこと　鈴木　修三
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４２号
埼玉県八潮市中央２丁目27番地６
債務者　高橋まつ江
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
埼玉県越谷市大字大林420番地10
債務者　板井舞依子（旧姓砂原）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５７号
埼玉県草加市吉町４丁目10番37号
債務者　増元みどり
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地２号棟503号
債務者　冨樫　富夫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地２号棟503号
債務者　冨樫ケイ子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
岐阜県中津川市高山1180番地３
債務者　青山加代子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４４号
岐阜県多治見市昭栄町90番地の83
債務者　橋本　まき
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２５１号
岐阜県多治見市宝町２丁目63番地　メゾン宝403
債務者　蝦名　晴美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２５４号
岐阜県中津川市中津川2811番地の１　島田社宅Ａ―303号
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部